

りそな年金研究所

企業年金ノート

【本題】企業年金・iDeCo等の概況について(2020年3月末現在)	P1
【コラム】退職給付会計における計算基礎の設定について	P7

企業年金・iDeCo等の概況について

1. はじめに

企業年金制度等の制度数および加入者数等については、厚生労働省および企業年金連合会が定期的に公表しているほか、信託協会や国民年金基金連合会等からも受託または加入等の概況が公表されています。今月号はこれらの公表データ等をもとに、企業年金(厚生年金基金・確定給付企業年金・確定拠出年金(企業型))、iDeCo(確定拠出年金(個人型))、iDeCo+(中小事業主掛金納付制度)の概況を、2020年3月末現在のデータを中心に紹介します。なお、各数値は端数処理等の関係で正確に一致しないケースやデータ収集上、年度により出所が異なったものを同列に表示しているケース等があります。その点ご了承ください。

2. 企業年金の2020年3月末現在の概況

(1) 給付建て(確定給付型)制度

「企業年金(確定給付型)の受託概況」は、信託協会、生命保険協会およびJA共済連の連名により、給付建て(確定給付型)企業年金制度の受託件数、加入者数ならびに資産残高を取りまとめられているものです。かつては厚生年金基金および適格退職年金の概況が取りまとめられていましたが、現在は、厚生年金基金および確定給付企業年金の2制度について取りまとめられています。2020年3月末現在の概況は、図表1の通りです。

<図表1>企業年金(確定給付型)の受託概況(2020年3月末現在)

		受託件数		資産残高(時価)			加入者数 (万人)
		(基金、件)	(億円)	構成比	対前年比 増減率		
厚生年金 基金	信託銀行	8	126,652	94.8%	▲8.3%	15	
	生保会社	—	6,930	5.2%	▲3.0%	—	
	小計	8	133,582	100.0%	▲8.0%	15	
確定給付 企業年金	信託銀行	3,828	444,412	72.7%	▲4.4%	647	
	生保会社	8,433	162,900	26.6%	1.0%	284	
	JA共済連	318	4,441	0.7%	0.2%	8	
	小計	12,579	611,754	100.0%	▲3.0%	940	
合計		12,587	745,336	—	▲3.9%	955	

※1 受託件数および加入者数は、共同受託の場合は重複計上を避けるため幹事会社をベースに計上している。

※2 信託銀行の資産残高は、年金信託契約、年金特定信託契約等の合計。

※3 生保会社の資産残高は、特別勘定特約の資産残高を含む。

※4 生保会社およびJA共済連の確定給付企業年金には、受託保証型確定給付企業年金を含む。

(出所) 信託協会・生命保険協会・JA共済連「企業年金(確定給付型)の受託概況」(2020年3月末現在)

2020年3月末時点の状況をみると（図表1）、厚生年金基金は基金数8件（前年度比▲2件）、加入員数15万人（前年度比▲1万人）となっています。2014年4月より改正厚生年金保険法（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律）が施行されたことを受けて、減少しています。

また、確定給付企業年金は、2020年3月末時点で制度数12,635件（前年度比▲317件）、加入者数940万人（前年度比±0万人）となっています。制度数は8年連続して減少しました。資産残高は一時は増加（2018年度末(2019年3月末)までは4年連続増加）傾向にありましたが、今回は61兆1,754億円（前年度比▲1兆8,642億円）と減少しています。

(2) 掛金建て(確定拠出型)制度

確定拠出年金（企業型）については、運営管理機関連絡協議会、信託協会および生命保険協会の連名による「確定拠出年金（企業型）の統計概況」が公表されています。2020年3月末時点では、規約数6,381件（前年度比+272件）、資産額13兆5,215億円（前年度比+1兆353億円）、加入者数725万人（前年度比+34万人）といずれも増加しています。

＜図表2＞確定拠出年金(企業型)の統計概況（2020年3月末現在）

	規約数		資産額(時価)		加入者数	
	(件)	対前年比 増減率	(億円)	対前年比 増減率	(万人)	対前年比 増減率
確定拠出年金 (企業型)	6,381	4.5%	135,215	8.3%	725	5.0%

※1 記録関連運営管理機関4社(SBIベネフィット・システムズ(株)、損保ジャパンDC証券(株)、日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー(株)、日本レコード・キーピング・ネットワーク(株))で管理されているデータを基に、運営管理機関連絡協議会が作成したもの。

※2 制度開始ベースであるため、厚生労働省の公表計数(承認ベース)とは必ずしも一致しない。

(出所) 運営管理機関連絡協議会・信託協会・生命保険協会「確定拠出年金(企業型)の統計概況」(2020年3月末現在)

＜図表3＞企業年金の制度数の推移（2001年度末以降）

年度末	厚生年金基金		確定給付企業年金		確定拠出年金(企業型)		
	制度数	加入者数	制度数	加入者数	規約数	実施事業主数	加入者数
2001	1,737	1,087	—	—	70	—	9
2002	1,656	1,039	15	3	361	1,318	33
2003	1,357	835	316	135	845	2,379	71
2004	838	615	992	314	1,402	4,350	126
2005	687	531	1,430	384	1,866	6,664	173
2006	658	522	1,940	430	2,313	8,667	219
2007	626	478	3,099	506	2,710	10,334	271
2008	617	466	5,008	570	3,043	11,706	311
2009	608	456	7,405	647	3,301	12,902	340
2010	595	447	10,053	727	3,705	14,628	371
2011	577	437	14,985	801	4,135	16,440	422
2012	560	420	14,692	796	4,247	17,328	439
2013	531	405	14,296	788	4,434	18,393	464
2014	444	361	13,883	782	4,635	19,832	505
2015	256	254	13,661	795	4,964	22,574	548
2016	110	140	13,578	818	5,349	26,228	591
2017	36	57	13,284	901	5,825	30,312	648
2018	10	16	12,952	940	6,161	33,138	688
2019	8	15	12,635	940	6,435	36,018	723

※1 加入者数の単位は、万人

※2 厚生労働省および企業年金連合会の集計値であり、図表1および図表2の数値とは必ずしも一致しない。
 (出所) 企業年金連合会『企業年金に関する基礎資料』等を基に、リソナ年金研究所にて作成。

3. 企業年金制度の推移(時系列)

(1) 制度数の推移

わが国の企業年金における2001年度以降の制度数の推移をみると(図表3)、厚生年金基金は2002年の代行返上の解禁や、2014年度以降は前述の改正厚生年金法の施行を受けてさらに減少しています。確定給付企業年金は、適格退職年金からの移行措置が終了した2012年度末以降、制度数は一貫して減少基調となっています。

一方、確定拠出年金(企業型)は、規約数・実施事業主数とも一貫して右肩上がり増加しています。

(2) 加入者数の推移

企業年金の加入者数の推移は、図表3の通りです。2001年に確定給付企業年金法および確定拠出年金法が制定されて以降、両制度の加入者は徐々に増加しています。2019年度末(2020年3月末)の企業年金全体の加入者総数は約1,678万人(前年度比+34万人)となっています。厚生年金基金の加入員数が15万人と前年度比で1万人減少したものの、確定給付企業年金が前年度と同じく940万人、確定拠出年金(企業型)が723万人(前年度比+35万人)と重複加入の可能性はあるものの、全体では増加しています。

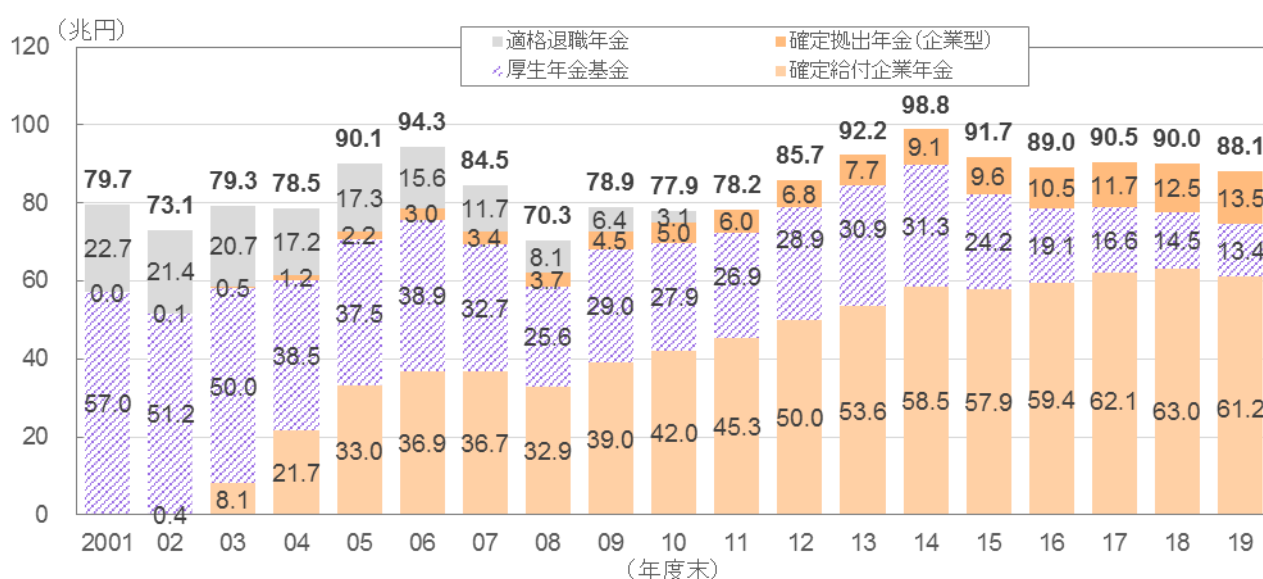
増加しているとはいえ、企業年金全体の加入者総数は、ピーク時(1995年度末で2,571万人)に比べると、約65%の水準に過ぎません。このあたり、企業ベースだけでなくiDeCoなど「個人」ベースの制度加入促進の必要性もうかがえます。

(3) 資産残高の推移

企業年金の資産残高の推移は、図表4の通りです。2019年度末(2020年3月末)の企業年金の資産残高総額は約88兆円と前年度末の90兆円より減少しました。確定拠出年金(企業型)は、加入者数あるいは実施事業主数の増加等を受けて資産残高が増加しているものの、確定給付企業年金は資産残高が増加基調から初めて減少に転じ、厚生年金基金については資産残高が徐々に減少しています。

なお、資産残高を制度別にみると、給付建て(確定給付型)制度である確定給付企業年金および厚生年金基金が全体の約85%を占めています。

＜図表4＞企業年金の資産残高の推移(2001年度末以降)



※1 適格退職年金、厚生年金基金および確定給付企業年金は、信託協会・生命保険協会・JA共済連「企業年金(確定給付型)の受託概況」による。

※2 確定拠出年金(企業型)は、2017年度までは運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料」、2018年度以降は運営管理機関連絡協議会・信託協会・生命保険協会「確定拠出年金(企業型)の統計概況」による。

(出所) 企業年金連合会『企業年金に関する基礎資料』等を基に、リソナ年金研究所にて作成。

4. 確定給付企業年金におけるリスク対応掛金・リスク分担型企業年金の実施状況

確定給付企業年金においては、将来の財政悪化を想定して事前に上乗せ拠出する「リスク対応掛金」と、リスク対応掛金を拠出するとともに積立水準に応じて給付を増減して財政の均衡を図る「リスク分担型企業年金」が、2017年1月からそれぞれ施行されていますが、2020年4月時点における実施状況は、リスク対応掛金が314件、リスク分担型企業年金が12件となっています。（図表5）

＜図表5＞リスク対応掛金・リスク分担型企業年金の承認・認可件数(累積)の推移

	リスク対応掛金	リスク分担型企業年金
2017年10月	10	1
2018年4月	61	4
2018年10月	100	6
2019年4月	206	9
2019年10月	242	11
2020年4月	314	12

※1 毎月1日時点。

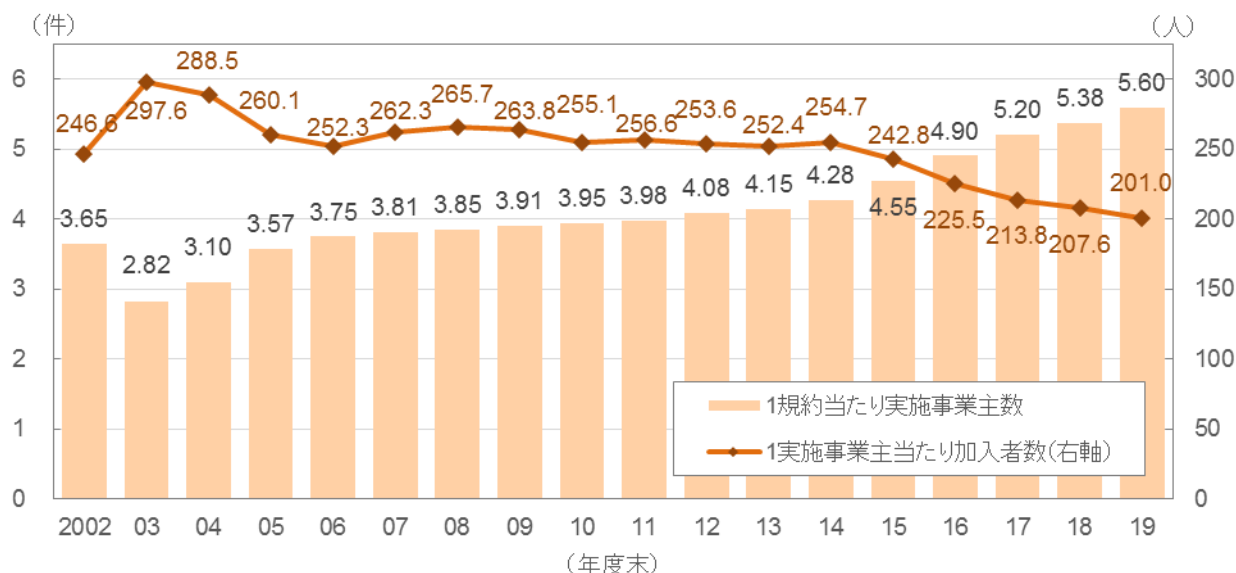
※2 変更申請に係る承認・認可件数は含まない。

（出所）厚生労働省「リスク対応掛金、リスク分担型企業年金及び特別算定方法の承認（認可）件数(累積)の推移」を基に作成。

5. 企業型確定拠出年金の「1規約当たり実施事業主数」および「1実施事業主当たり加入者数」の状況

企業型確定拠出年金が右肩上がりであり普及していることは図表3および図表4で述べたとおりですが、1規約当たり実施事業主数および1実施事業主当たり加入者数の推移でみると（図表6）、前者は2019年度末（2020年3月末）は事業主数5.6と増加傾向にあるものの、後者は201人と減少傾向にあります。つまり、近年の確定拠出年金（企業型）の普及は、小規模の企業が「総合型」規約などに多く加入していることが要因であり、前述の厚生年金基金の解散の影響等がうかがえます。

＜図表6＞企業型確定拠出年金の1規約当たり実施事業主数・1実施事業主当たり加入者数の推移

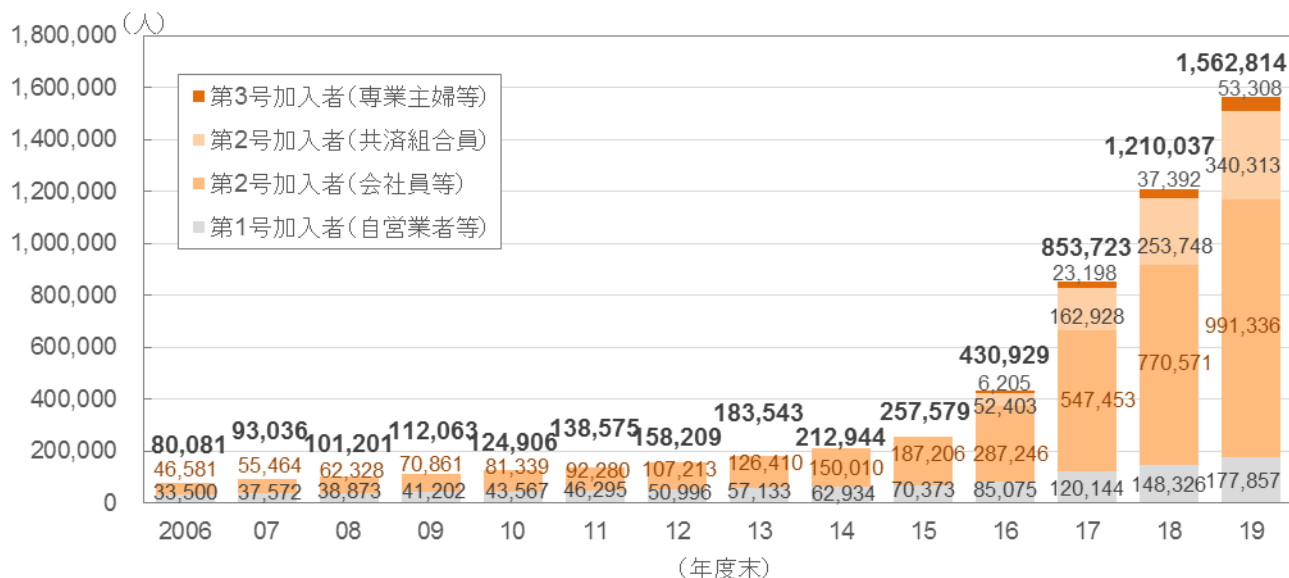


（出所）厚生労働省「確定拠出年金の施行状況」を基に、リそな年金研究所にて作成。

6. 個人型確定拠出年金 (iDeCo) の概況

個人型確定拠出年金 (iDeCo) は、2017年1月から加入対象がほぼ全ての公的年金被保険者に拡大されると、2016年度末（2017年3月末）には430,929人、2017年度末（2018年3月末）には853,723人、2018年度末（2019年3月末）には1,210,037人、2019年度末（2020年3月末）に1,562,814人と、直近4年で約6.1倍も増加した計算になります。

<図表 7> 個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入者数の推移 (2006 年度末以降)



(出所) 厚生労働省「確定拠出年金の施行状況」を基に、リそな年金研究所にて作成。

2019 年度末(2020 年 3 月末)時点の加入者数の内訳をみると(図表 8)、第 1 号加入者(自営業者等)が 177,857 人(前年度比+29,531 人)、第 2 号加入者(会社員等)が 1,331,649 人(前年度比+307,330 人)となっています。

公的年金被保険者数に占める iDeCo の加入割合をみると、2018 年 3 月末時点では 1.27%だったものが、2019 年 3 月末には 1.79%、2020 年 3 月末には 2.31%まで増加しています。加入者区別でみると、第 2 号加入者は 2.96%であるのに対し、第 1 号加入者は 1.22%と増加はしているものの、あまり普及が進展していない様子がうかがえます。

<図表 8> iDeCo の加入者数の内訳および公的年金被保険者数に占める割合

加入者区分	2019 年 3 月末時点			2020 年 3 月末時点		
	①iDeCo 加入者数	②公的年金被保険者数	加入割合 (=①/②)	①iDeCo 加入者数	②公的年金 ^{※1} 被保険者数	加入割合 (=①/②)
第 1 号加入者	148,326 人	1,471 万人	1.00%	177,857 人	1,454 万人	1.22%
第 2 号加入者	1,024,319 人	4,428 万人	2.31%	1,331,649 人	4,485 万人	2.96%
第 3 号加入者	37,392 人	847 万人	0.44%	53,308 人	820 万人	0.65%
全体	1,210,037 人	6,746 万人	1.79%	1,562,814 人	6,759 万人	2.31%

※1 2019 年 3 月末時点と 2020 年 3 月末時点の数値を用いている。

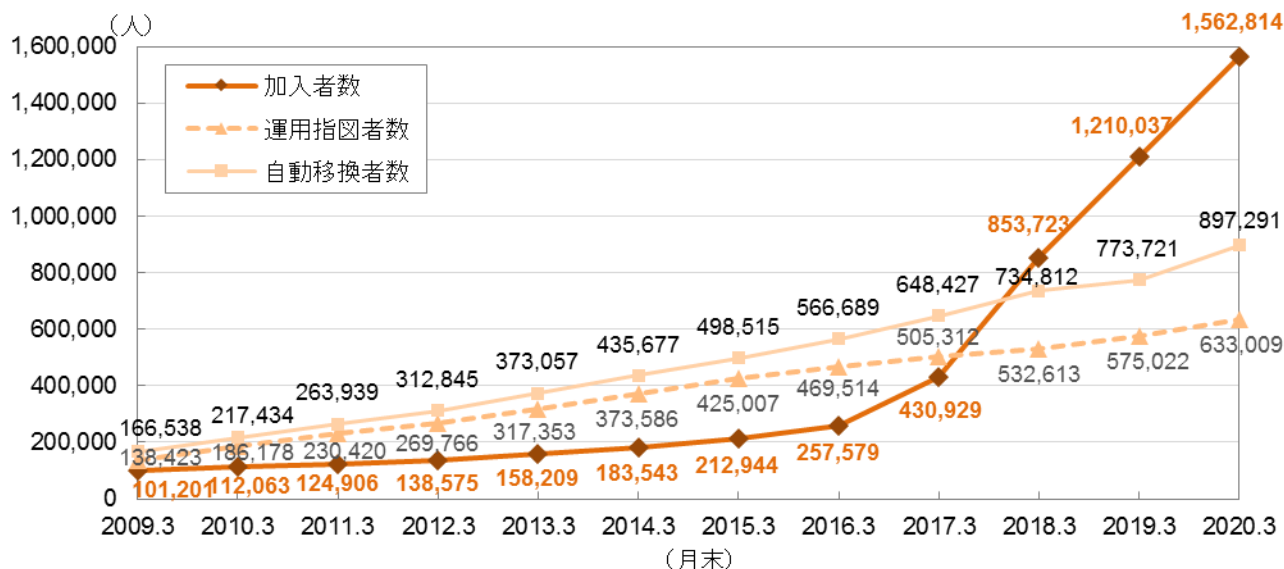
※2 企業年金(厚生年金基金・確定給付企業年金・企業型確定拠出年金)の加入者数の数値を用いているが、制度間で重複計上されている可能性がある点に留意する必要がある。

(出所) 各種資料等を基に、リそな年金研究所にて作成。

iDeCo においては、かつては加入者数より運用指図者数および自動移換者数のほうが多いことが指摘されてきましたが、2017 年 1 月の加入対象の拡大を機に加入者数は急増し、運用指図者数、自動移換者数をそれぞれ上回っています。(図表 9)

運用指図者数は、前述の加入対象拡大を機に今後は減少するものと予想されていましたが、2018 年度は増加幅が再び 4 万人台、2019 年度は 5 万人台と大きくなってきています。自動移換者数についても同様で、特に 2019 年度は 12 万人以上増加しています。iDeCo の知名度の向上に伴い、自動移換に関する情報など留意点が周知されつつあるものの、増加基調にあります。

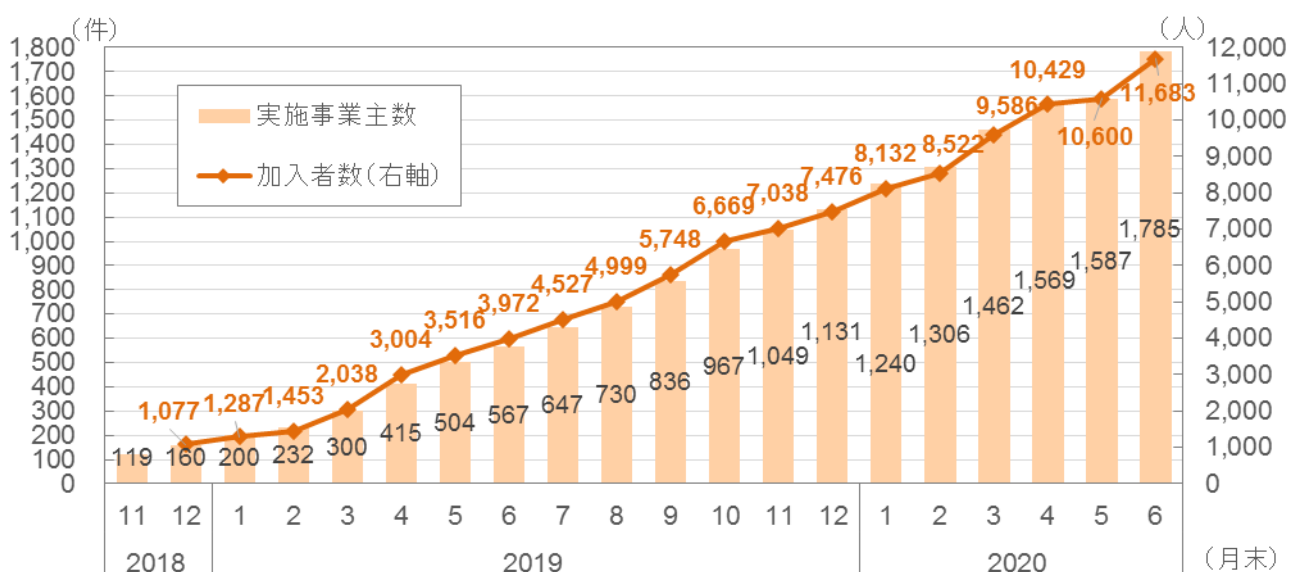
<図表 9> iDeCo の運用指図者数・自動移換者数の推移 (2009年3月末以降)



(出所) 国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入等の概況」各月版を基に、りそな年金研究所にて作成。

iDeCo+ (中小事業主掛金納付制度) については図表 10 のとおり、着実に実施事業主数・加入者数が増えており、今後の継続的な普及と発展が期待されます。

<図表 10> iDeCo+ (中小事業主掛金納付制度) の実施事業主数・加入者数の推移



※1 加入者は、iDeCo+申請時における加入予定者を計上している。

※2 事業主数は、対象従業員全員が申込手続き未了等の場合、変動する可能性がある。

(出所) 国民年金基金連合会「iDeCo(個人型確定拠出年金)の加入等の概況」各月版を基に、りそな年金研究所にて作成

<ご参考資料>

企業年金(確定給付型)の受託概況(2020年3月末現在)

- ・信託協会 <https://www.shintaku-kyokai.or.jp/archives/039/202007/20200625-1.pdf>
- ・生命保険協会 https://www.seiho.or.jp/info/news/2020/20200625_1.html
- ・JA共済連 <https://www.ja-kyosai.or.jp/news/2020/20200625.html>

確定拠出年金(企業型)の統計概況(2020年3月末現在)

- ・信託協会 <https://www.shintaku-kyokai.or.jp/archives/039/202007/20200625-2.pdf>
- ・生命保険協会 https://www.seiho.or.jp/info/news/2020/20200625_2.html

(年金業務部 年金信託室 西島 茂樹)
(年金業務部 年金信託室 宮崎 里奈)

退職給付会計における計算基礎の設定について

今月のコラムのテーマは、前回のテーマに続き、「退職給付会計における計算基礎の設定」に関する、とある信託銀行の新人担当者「Aさん」と、その上司「B課長」との会話です。

B課長：今回は割引率についての話をしたけど、その他の計算基礎についても話をしてみようか。

Aさん：はい。計算基礎には予想昇給率、退職率、死亡率、一時金選択率などがあります。これらについてはどのように扱っているのでしょうか？

B課長：計算基礎は、企業会計基準委員会から公表されている「退職給付に関する会計基準の適用指針」に沿って、企業ごとに決定しているんだ。まずは予想昇給率についてみてみよう。

Aさん：予想昇給率については以下のように書かれていますね。

（予想昇給率）

予想昇給率は、個別企業における給与規程、平均給与の実態分布及び過去の昇給実績等に基づき、合理的に推定して算定する。過去の昇給実績は、過去の実績に含まれる異常値（急激な業績拡大に伴う大幅な給与加算額、急激なインフレによる給与テーブルの改訂等に基づく値）を除き、合理的な要因のみを用いる必要がある。

（企業会計基準適用指針第 25 号 退職給付に関する会計基準の適用指針 第28項より）

Aさん：その企業の給与体系に沿った予想昇給率を算定することで、今後どのように昇給するのかを予想して、現時点での債務を求めらるんですね。

B課長：そうだね。予想昇給率の決定方法については、企業ごとに様々な形態があるよね。

Aさん：はい。主なものと最終給与比例制、定額制、ポイント制などがあります。定額制の場合は給付額が加入者期間や年齢で決まるので、昇給率は算定しません。

B課長：退職率についてはどうかな。

（退職率）

退職率とは、在籍する従業員が自己都合や定年等により生存退職する年齢ごとの発生率のことであり、在籍する従業員が今後どのような割合で退職していくかを推計する際に使用する計算基礎である。したがって、将来の予測を適正に行うために、計算基礎は、異常値（リストラクチャリングに伴う大量解雇、退職加算金を上乗せした退職の勧誘による大量退職等に基づく値）を除いた過去の実績に基づき、合理的に算定しなければならない。

（企業会計基準適用指針第 25 号 退職給付に関する会計基準の適用指針 第 26 項より）

Aさん：予想昇給率と同じで企業によって傾向が大きく異なりますよね。入社してすぐの退職率が高い企業もあれば定年まで勤める従業員が多い企業もあり様々なので、企業ごとの算定が必要です。

B課長：その通りだね。退職率は、原則個別企業毎に算定しているよ。定年退職や会社都合での退職と、自己都合での退職の場合の給付額が異なる企業も多いから、そういったデータも必要になってくるね。

Aさん：ところで、これってどのくらいの周期で計算し直すのでしょうか？

B課長：退職率に限らず、計算基礎の見直しはDBの財政再計算のタイミングで行うのが一般的だよ。

予想昇給率や退職率等について、企業年金制度における財政再計算時の計算基礎の見直しがあった場合、退職給付債務の計算に反映させるようにこれらを見直すべきか、検討をすることが適当である。

（企業会計基準適用指針第 25 号 退職給付に関する会計基準の適用指針 第101項より）

Aさん：なるほど。同じタイミングだったら定期的に見直せますね。それなら予想昇給率や退職率は、財政再計算で算定したものをそのまま使えば良いのではないのでしょうか？

B課長：実はそうできない場合もあるんだ。計算基礎は企業ごとに決定していると言ったよね。複数の企業が加入しているDBだと、予想昇給率や退職率はどうなっていると思う？

Aさん：他の企業の影響も含まれているので、そのまま使用するのは適切でない気がします。

B課長：そうなんだ。このようにその企業に対して改めて算定する方が適切な場合があるんだ。他にも、例えばDBの加入まで待期期間がある場合は加入待期者も含めて算定する方が適切といえるね。

Aさん：そうなんですね。

B課長：自己都合や定年による退職の見込み以外に死亡退職の見込みを予想したり、また、DBがある企業ならいつまで年金を受給できるか予想する必要もあるので、死亡率も考えないといけないね。

Aさん：終身年金を受給できるDBがある企業だと、影響が大きそうですね。

B課長：その通りだね。例えば死亡率が低下して支給期間が長くなると、その分債務が増えていく。

Aさん：死亡率は、国などを単位とした生命表を基にして設定する方法が一般的みたいですね。

(死亡率)

死亡率とは、従業員の在職中及び退職後における年齢ごとの死亡発生率をいう。年金給付は、通常、退職後の従業員が生存している期間にわたって支払われるものであることから、生存人員数を推定するために年齢ごとの死亡率を使うのが原則である。この死亡率は、事業主の所在国における全人口の生命統計表等を基に合理的に算定する。

(企業会計基準適用指針第 25 号 退職給付に関する会計基準の適用指針 第27項より)

B課長：最後に、一時金選択率について考えてみよう。まず、一時金選択率とは何か、説明できるかな。

Aさん：DBがある企業の場合、基本的には一定年数の加入者期間があると年金の受給権を得られますよね。そういった年金の受給権を得られる人が、一時金での支給の選択が可能な場合に一時金を選択すると見込まれる割合、でしょうか。

B課長：その通り。一時金選択率に関しては、「退職給付会計に関する数理実務基準 退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」に次のように書いてあるね。

年金による給付について一時金選択が認められている場合には、計算基礎として一時金選択率を設定する。一時金選択率は、経験値を参考にして推定することが一般的である。

Aさん：退職給付債務の計算で使用する一時金選択率は、過去の実績から算出したものを使用するんですね。DBの掛金計算では年金として給付する前提となっている場合が多いと思うのですが、なぜこれが必要なのでしょう。

B課長：これは前回話題にした割引率を決定する時もそうなんだけど、DBの掛金計算と退職給付債務計算のような退職給付会計などの財務諸表の開示との目的の違いによるものなんだ。

Aさん：どういうことでしょうか？

B課長：DBは決められた給付が支給できるようにするという目的があるため、掛金計算における一時金選択率は保守的な設定とすることが多いんだ。一方で、退職給付債務は公正な評価を目的として計算されるため、実態を表す経験値を参考にして設定することが適切というわけだよ。

Aさん：なるほど。同じものでも目的に応じて適切に使い分けなければいけないということなんですね。ありがとうございました。

(年金業務部 年金信託室 数理グループ 平田 美沙季)

企業年金ノート 2020(令和2)年9月号 No.629

編集・発行：株式会社りそな銀行 年金業務部 年金信託室 りそな年金研究所
〒540-8607 大阪府大阪市中央区備後町 2-2-1
TEL: 06-6268-1830 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp



りそな銀行ホームページ(企業年金・iDeCoのお客さま): <https://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>
りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.secure.force.com/>
確定拠出年金スタートクラブ: <https://dc-startclub.com/>